

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

佐賀県東松浦郡玄海町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 有浦地域

#### (1) 現況

有浦地域は本町の東部に位置し、東から南は唐津市と接している。

地形は、標高 100～200 メートルの低い山が波状的に起伏する中山間地帯が広がり、その谷間に有浦川が流れ、裾野には平坦な水田地帯が広がっている。

農地の規模は、小規模なものが多く、水稻とハウスミカンやイチゴなどとの複合経営が展開されている。

こうした状況の中で、農業者の高齢化、後継者不足の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取り組みの強化が必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、農用地及び農業用施設の機能の保持・増進を図り、条件不利地における農業生産活動を継続的に実施することで、農業の多面的機能の維持・発揮を促進する。

### 2. 牟形地域

#### (1) 現況

牟形地域は本町の南部に位置し、北は値賀地区、東は有浦地区、南は唐津市と接し、西は仮屋湾が広がっている。

地区全体が凹凸の険しい溪谷と丘陵からなり、中小の溜や中央を流れる座川内川を利用した棚田が広がっている。

農地の規模は、小規模なものが多く、水稻とハウスミカンやイチゴ、玉葱などとの複合経営が展開されている。

こうした状況の中で、農業者の高齢化、後継者不足の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理が困難になるなど、

多面的機能の発揮に支障がでてきていることから、その維持・回復に向けた取り組みの強化が必要となっている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、農用地及び農業用施設の機能の保持・増進を図り、条件不利地における農業生産活動を継続的に実施することで、農業の多面的機能の維持・発揮を促進する。

## 3. 値賀地域

### (1) 現況

値賀地域は本町の北部に位置し、東から南は有浦地区、北は唐津市と接し、西側には玄界灘が広がっている。

地形は、標高100～200メートルの低い山が波状的に起伏し、その斜面に溜池等を利用した棚田が広がっている。

農地の規模は、小規模なものが多く、水稻とハウスミカンやイチゴ、玉葱、畜産業などとの複合経営が展開されている。

こうした状況の中で、農業者の高齢化、後継者不足の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでてきていることから、その維持・回復に向けた取り組みの強化が必要となっている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、農用地及び農業用施設の機能の保持・増進を図り、条件不利地における農業生産活動を継続的に実施することで、農業の多面的機能の維持・発揮を促進する。

### (注)

- ・ 地形や集落の特徴に応じ、市町村域を地域の特徴毎に区分して記載して下さい。
- ・ はじめに、地域の現況（自然条件、営農の状況、今後の課題等）を記載し、次に、地域の現況を踏まえた具体的な目標を記載して下さい。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	有浦区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	牟形区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	値賀区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業を効率的に推進するため、県、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等と連携しながら、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織を構築し農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

また、法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

#### 1. 対象農用地の基準

##### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

##### ア 対象地域

玄海町全域（特定農山村法、半島振興法）

##### イ 対象農用地

- (7) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 市町村長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地
    - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地  
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）